

令和6年度 就学援助制度のお知らせ

厚木市では、お子さんが小・中学校で等しく勉学に励むことができるように、経済的援助が必要と認められる世帯に学用品費や修学旅行費などの一部を援助しています。

1 援助を受けられる世帯

厚木市立の小・中学校又は国立、県立中等教育学校（前期課程）に在籍する児童生徒がいる世帯で、
・前年の世帯の総収入額が生活保護制度の基準に基づき算定した最低生活費の1.5倍より低い世帯。
・保護者又は主たる生計維持者が失業、休業、死亡、長期療養、災害等により本年の収入額が著しく減少した世帯。

※認定の目安となる年間総収入額（平成25年4月の生活保護基準）

世帯人数	世帯構成	目安となる年間総収入額
2人	父又は母28歳、子7歳	3,090,000円
3人	父又は母39歳、子14歳・7歳	4,100,000円
3人	父34歳、母32歳、子9歳	父母で一方の収入3,480,000円 父母で両方の収入3,810,000円
4人	父又は母36歳、子14歳・12歳・8歳	4,870,000円
4人	父37歳、母37歳、子13歳・10歳	父母で一方の収入4,270,000円 父母で両方の収入4,600,000円
5人	父40歳、母38歳、子13歳・11歳・7歳	父母で一方の収入4,790,000円 父母で両方の収入5,130,000円

※年間総収入額は、お子さんと住民登録上、同一世帯の方全員（住民票が別でも生計を共にする方を含む）の収入額の合計となります。所得の種類（給与収入・事業所得等）や世帯構成・家賃の有無などにより異なりますので、あくまでも目安としてください。

申請書は世帯で1枚です。

2 申請方法

(1) 提出書類 ◇毎年度申請が必要です。生活保護利用者は申請不要です。

①就学援助費受給申請書

援助を希望される方は、学校（小・中学校の両方に在籍している場合は中学校）から「就学援助費受給申請書」を受け取り、必要事項を記入の上、提出してください。

②令和6年度市・県民税課税証明書（令和6年1月1日現在、厚木市に住民登録がなかった方のみ）提出がないと審査ができませんので、前市区町村で6月以降に取得後、6月14日までに提出してください。同一世帯で収入のある方全員が対象です。

③家賃等の金額が確認できる書類の写し※（住居が賃貸の方のみ）

賃貸借契約書等で、家賃等の金額、契約者、物件、最新の契約期間がわかるものの写しを提出してください。

④障害者手帳等の写し※（世帯員に障がい者がいる場合のみ）

※③・④に該当する方でも、写しの提出がない場合は該当がないものとして審査します。

なお、前年の世帯収入は基準以上の方で、失業、休業、死亡、長期療養、災害等により、本年の収入額が著しく減少した場合は、提出書類が異なりますので、別途お問い合わせください。

(2) 申請期限 **令和6年5月7日(火)必着**

上記の期限内に申請された場合（当初申請）に限り、4月1日に遡って認定となります。それ以降は、途中申請となり、支給額が減額されます。途中申請は、令和7年2月3日（月）が最終期限です。

(3) 提出先 **原則、在籍している学校に提出（小・中学校の両方に在籍の場合は中学校）**

厚木市教育委員会学務課窓口（郵送可）でも受付を行います。窓口が混み合いますので、原則、学校に提出をお願いします。郵送の場合は到着日を受付日としますので、4月26日までに投函してください。

なお、国立、県立中等教育学校（前期課程）に在籍している場合は、学務課に提出してください。

※前年の収入の未申告や書類不備等により審査ができない場合は、申請日にかかわらず、審査ができる状態になった日から認定となります。支給額にも影響しますので、未申告の方は、厚木市役所市民税課（自営業の方などは税務署）にて、必ず申告を済ませてから申請書を提出してください。無収入の方も申告が必要です。（被扶養者を除く。）

3 援助の決定

審査結果は、7月中旬頃に郵送で通知します。なお、申請後、収入に大きな変化があった場合や世帯構成が変わった場合は、再度手続きが必要となる場合がありますので、学務課までご連絡ください。

4 援助の内容と支給限度額

★は生活保護利用者も対象

支給費目	対象者	年間支給限度額（※）		支給時期等
		小学校	中学校	
学用品費	1年生	11,630円	22,730円	8月、12月、3月の各下旬に3回に分けて支給
学用品費 通学用品費	2～6年生	13,900円	25,000円	
中学校入学準備金	小学校6年生	63,000円		3月下旬
新入学学用品費	1年生（注1）	54,060円	63,000円	4月1日認定者のみ対象 8月下旬に支給
★修学旅行費	参加者 （一部自己負担経費あり）	22,690円	60,910円	春実施:8月下旬 秋実施:12月下旬
校外活動費	参加者	1,600円	2,310円	3月下旬
体育実技用具費	該当者(注2)		7,650円 4,000円	
通学費	該当者（注3）	40,020円	80,880円	8月、12月、3月の各下旬に3回に分けて支給
★医療費	学校の健康診断で学校指定病と診断された児童・生徒	保護者が負担する額		医療証等で受診した場合は対象となりません。
眼鏡作製費	学校の健康診断で検眼が必要とされ、眼科医に眼鏡が必要と認められた児童・生徒	上限額 10,000円(年1回)		別途申請が必要です。就学援助認定通知に同封するお知らせをご覧ください。(注4)
★七沢自然ふれあいセンター活動費	参加者	食事代・シーツ洗濯代及び交通費 (実際に保護者が負担した額)		実施後の学期末に支給
オンライン通信費	世帯ごと	14,000円		認定後の学期末に一括支給

- ※保護者の負担した額が年間支給限度額に満たない場合は、負担した額となります。
- ※途中申請の場合は支給されない項目があります。また、支給時期が異なる場合があります。
- ※生活保護基準額等の改定に伴い、年間支給限度額を変更することがあります。
- ※就学援助認定結果は、在籍している学校に情報提供させていただきます。
- ※学校給食費については、令和6年度から無償化に伴い、就学援助の支給費目対象外となります。

- (注1) 前年度に入学準備金の支給を受けた方は、「令和6年度就学援助制度」の「新入学学用品費」は対象となりません。
- (注2) 体育の授業で使用するために購入及びレンタルする柔道着、剣道の竹刀（ツバ、ツバ止め、竹刀袋を含む。）が対象です。
- (注3) なかま教室、なかまルームへの通級者で小学校4km以上、中学校6km以上の通学者と特別支援学級在籍者及び通級指導教室通級者が対象です。
- (注4) 「就学援助制度の眼鏡等作製費助成のお知らせ」は、認定結果通知に同封して送付します。なお、就学援助の認定日より前に購入した眼鏡は対象となりません。

問い合わせ先・郵送の場合の提出先

〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号

厚木市教育委員会 学務課 学務係 あて

場所：厚木市役所第二庁舎4階 受付時間：8時30分～17時15分（土日祝除く）

電話：046-225-2650（直通）